様式第1号（第５条関係）

年　　月　　日

　（宛先）

　岩国市長　様

岩国市移住就業・創業等支援事業費補助金支給申請書

　岩国市移住就業・創業等支援事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 | |  | | | |  | 生年月日 | 年 月 日 | |
| 住　　所 | | 〒 | | | | | | 連絡先 |  |
| 大学名（地方就職学生支援事業の場合のみ記入） | | | |  | | | | | |
| ＜事業区分＞※該当するものに☑チェックしてください。  　　１　□就業 ／ □就業（専門人材）／ □創業　　２　□地方就職学生支援  ３　□単身世帯 ／ □２人以上の世帯　　　　　※１の場合のみ、以下に記入 | | | | | | | | | |
| (ﾌﾘｶﾞﾅ)  世帯員の氏名 | | | 続柄 | | 生年月日  （転入時の満年齢） | | | 岩国市における新たな  勤務先（学校）の名称 | |
| 1 |  | |  | | 年 月 日 | | |  | |
|  | | （ 歳） | | |
| 2 |  | |  | | 年 月 日 | | |  | |
|  | | （ 歳） | | |
| 3 |  | |  | | 年 月 日 | | |  | |
|  | | （ 歳） | | |
| 4 |  | |  | | 年 月 日 | | |  | |
|  | | （ 歳） | | |
| 5 |  | |  | | 年 月 日 | | |  | |
|  | | （ 歳） | | |

＜裏面もあります＞

２　各種確認事項（該当するものに〇を付けてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別紙「補助金申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 誓約  する | 誓約  しない |
| 別紙「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について | 同意  する | 同意  しない |
| （就業、就業（専門人材）及び創業の場合のみ記入）  申請日から５年以上継続して、岩国市に居住し、かつ、就業又は創業を行う意思があることについて | 誓約  する | 誓約  しない |
| （地方就職学生支援の場合のみ記入）  山口県内に所在する企業に就職することが内定しており、大学の卒業後に当該企業に就職し、本市に移住する意思があることについて | 誓約  する | 誓約  しない |
| （就業及び地方就職学生支援の場合のみ記入）  ３親等以内の親族が、就業先又は内定先の法人の代表者、取締役などの経営を担う職務を務めていないことについて | 誓約  する | 誓約  しない |
| （就業、就業（専門人材）及び創業の場合のみ記入）  世帯員が本市及び他の市町が行う同様の補助金の交付を受けていないことについて | 誓約  する | 誓約  しない |
| （地方就職学生支援の場合のみ記入）  申請者が山口県が行う「ＹＹ！ターン支援交通費補助金」、本市が行う「いわくに暮らし希望者交通費補助金」並びに本市及び他の市町が行う同様の補助金の交付を受けていないことについて | 誓約  する | 誓約  しない |

３　添付書類

⑴　移住就業支援事業又は移住創業支援事業の場合

□　世帯全員の転入後の住民票

□　移住就業支援事業にあっては補助対象者の就業証明書（様式第２号）、移住創業　支援事業にあっては創業補助金の交付決定通知書の写し

□　東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内への通勤をしていた場合にあっては、東京23区内での就業実績証明書（様式第３号）

□　反社会的勢力の排除に関する誓約書（様式第４号）

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

⑵　地方就職学生支援の場合

□　内定先企業による証明書（様式第５号）

□　在学証明書

□　交通費の領収書（６月１日以降の選考面接に係るもの）

□　本人確認書類（運転免許証等）

□　反社会的勢力の排除に関する誓約書（様式第４号）

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式第１号別紙

　１　補助金申請に関する誓約事項

|  |
| --- |
| ⑴　「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」若しくは「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」又は「岩国市移住就業・創業等支援事業」に関する報告又は立入調査について、山口県又は岩国市から求められた場合には、それに応じます。  ⑵　以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業実施要領」又は「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領」及び「岩国市移住就業・創業等支援事業費補助金交付要綱」に基づき補助金の全額又は半額を返還します。  ⑴　移住就業支援事業及び移住創業支援事業  ア　全額の返還  (ア)　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。  (イ)　事業の遂行に関し、岩国市から必要な報告又は適合させるための措置を求められた場合に、それに応じなかったとき。  (ウ)　申請日から３年未満で市外に転出したとき。  (エ)　申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき（移住就業支援事業に限る。）。  (オ)　公益財団法人やまぐち産業振興財団から交付決定を受けている「やまぐち創業補助金」の決定を取り消されたとき（移住創業支援事業に限る。）。  イ　半額の返還  (ア)　申請日から３年以上５年以内に市外に転出したとき。  ⑵　地方就職学生支援事業  ア　全額の返還  (ア)　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。  (イ)　事業の遂行に関し、岩国市から必要な報告又は適合させるための措置を求められた場合に、それに応じなかったとき。  (ウ)　申請日から１年以内に内定先企業への就業を行わなかったとき。  (エ)　申請日から１年以内に転入しなかったとき（ただし、申請日において既に本市に住民票がある場合を除く。）。  (オ)　就業から１年以内に内定先企業を辞したとき(ただし、退職日から３か月以内に山口県内の別の企業に就業する場合を除く。）。  (カ)　転入日から３年未満で市外に転出したとき。  イ　半額の返還  (ア)　転入日から３年以上５年以内に市外に転出したとき。 |

２　個人情報の取扱いについて

|  |
| --- |
| 山口県及び岩国市は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」並びに「岩国市移住就業・創業等支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。  　また、山口県及び岩国市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。 |